

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

〃

○ 指定居宅サービス事業者等の指定

長寿社会課

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

〃

○ 指定介護予防サービスの事業の廃止

〃

○ 指定居宅介護支援事業者の指定の取消し

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

### 【公告】

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

### 【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

選挙管理委員会

### 【公安委員会】

○ 駐車監視員資格者に係る講習の実施

交通指導課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成二十九年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
水島虹の訪問看護ステーション	医療機関の所在地	倉敷市水島南春日町一三一四	倉敷市水島南春日町一三一	平成二十九年十一月三十日

◎岡山県告示第五百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

有限会社月光堂薬局

倉敷市真備町箭田四〇一六

平成二十九年十一月二日

◎岡山県告示第五百九十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成二十九年十二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

和の音色

2 所在地

岡山県玉野市玉原二一七一三四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ジョイライフ

2 所在地

岡山県玉野市玉原二一七一三四

三 指定年月日

平成二十九年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一四九三

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

◎岡山県告示第五百九十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第一百五條の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

大原指定訪問入浴介護事業所

2 所在地

岡山県美作市古町一八五〇―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人美作市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県美作市江見二八〇番地

三 廃止年月日

平成二十九年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇八六七

五 サービスの種類

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

# 平成29年12月15日 岡山県公報 第11949号

## ◎岡山県告示第五百九十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十九年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

デイサービス番田くらぶ

#### 2 所在地

岡山県玉野市番田二九六番地一三

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

有限会社オクト企画

#### 2 所在地

岡山県岡山市北区奉還町二丁目一四番一号

### 三 廃止年月日

平成二十九年十二月三十一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇一二八七

### 五 サービスの種類

介護予防通所介護

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

リハビリデイサービス遊久里つるみ

#### 2 所在地

岡山県備前市鶴海一五六一一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社LifeOptionPresenter

平成29年12月15日 岡山県公報 第11949号

2 所在地

岡山県備前市鶴海字北浦三七〇九番地二二

三 廃止年月日

平成二十九年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇六八〇

五 サービスの種類

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター笑

2 所在地

岡山県美作市江見二五二一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社ライフサポート江見

2 所在地

岡山県美作市江見二五二一三

三 廃止年月日

平成二十九年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇七二七

五 サービスの種類

介護予防通所介護

◎岡山県告示第五百九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の取消処分を行った。

平成二十九年十二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

渋藤医院居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県和气郡和气町父井原四三四―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人渋藤医院

2 所在地

岡山県和气郡和气町父井原四三四―一

三 取消年月日

平成二十九年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇―一二三

五 サービスの種類

居宅介護支援



# 平成29年12月15日 岡山県公報 第11949号

◎岡山県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 玉野福田線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
玉野市奥玉二丁目一五〇〇番四一地先から	玉野市奥玉二丁目一五〇〇番四一地先から	旧	五・五 九・二	一 一一・〇
玉野市奥玉二丁目一五〇〇番八二地先まで	玉野市奥玉二丁目一五〇〇番八二地先まで	新	七・九 二〇・三	一 一一・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 玉野福田線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

<p>玉野市奥玉三丁目一四五七番一地先から 玉野市奥玉三丁目一四五七番二地先まで</p>	<p>玉野市奥玉三丁目一四五七番一地先から 玉野市奥玉三丁目一四五七番二地先まで</p>	
<p>旧</p>	<p>新</p>	<p>別</p>
<p>五・六〇 九・四</p>	<p>七・〇〇 四一・五</p>	<p>(メートル)</p>
<p>一〇三・八</p>	<p>一〇三・八</p>	<p>(メートル)</p>

平成29年12月15日 岡山県公報 第11949号

◎岡山県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	玉野福田線	<p>玉野市奥玉二丁目一五〇〇番四一地先から 玉野市奥玉二丁目一五〇〇番八二地先まで</p> <p>玉野市奥玉三丁目一四五七番一地先から 玉野市奥玉三丁目一四五七番二地先まで</p>	<p>平成二十九 年十二月十 五日</p>

〔五二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字市場一二四一一、一二四一一地先水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市沖二八八一

株式会社リアレスト

代表取締役 矢尾 浩司

三 許可番号

岡山県指令建指第一一〇号

〔五二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十九年十二月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字市場一二四一一、一二四一一地先水路

二 公共施設の種別

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市沖二八八一

株式会社リアレスト

代表取締役 矢尾 浩司

五 許可番号

岡山県指令建指第一一〇号

◎岡山県選管告示第八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年十二月十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、八八八
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九九、二九五
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八四、一八八	数
高梁市	選挙区	九、〇〇四	数

平成29年12月15日 岡山県公報 第11949号

総 社 市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苦田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、五八一	一五、八四五	一四、二八〇	一七、五〇八	三六、七三五	一三四、三六九	四六、四四〇	二六、七一二	三九、八七一
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、六七五	一三、〇四九	八、五七九	一三、五二〇	一二、三一八	一〇、六五五	一四、三六五	八、七三三

◎岡山県公安委員会告示第二百八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者に係る講習を次のとおり実施する。

平成二十九年十二月十五日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

区分	実施年月日	時間	実施場所
講習	平成三十年二月十五日及び同月十六日の二日間	午前九時から午後五時四十五分まで	岡山市北区御津中山四四番地三 岡山県運転免許センター
考查	平成三十年二月二十三日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	

二 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書 一通

2 提出先

郵便番号七〇〇一〇八二四

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

3 提出方法

2の提出先へ持参し、又は郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）により提出する。

4 提出期間

平成三十年一月十五日（月曜日）から同月三十一日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵便等による場合は、平成三十年一月三十一日（水曜日）必着とする。

三 受講手数料



二万円。受講申込書に岡山県収入証紙を貼付することにより納付すること。  
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

#### 四 修了考査

- 1 一の講習の受講を修了した者を対象に修了考査を実施する。
- 2 1の修了考査に合格した者のみ駐車監視員資格者講習の課程修了者とし、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

#### 五 その他

- 1 代理受講は認めない。
- 2 受講申込書を受領後、受講日等を指定した受講票を送付する。
- 3 四の1の修了考査に合格した者が、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証を交付しない。
  - (1) 十八歳未満の者
  - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - (4) 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国公安委員会規則第二十三号）第三条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
  - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (8) 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者

- 4 二の1の受講申込書は、岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係の窓口で、平成三十年一月三十一日まで交付する。また、郵便による交付を希望する場合は、

返信を希望する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（長形三号で八十二円分の切手を貼ったもの）一枚を同封し、二の2の提出先に郵便等により平成三十年一月二十四日（水曜日）必着で請求すること。

なお、岡山県警察のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

5 二の1の受講申込書の提出の際、受講する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（長形三号で八十二円分の切手を貼ったもの）一枚を提出すること。

6 問い合わせ先

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話番号 〇八六一二三四一〇一一〇（内線五一四二）